

今後の対応

- 出国者が増加している状況等を踏まえ、特例的な在留を認めている外国人の方について、現に有する在留資格の在留期限に応じ、以下のとおり帰国に向けた措置をとることとします。

① 在留期限が6月29日までの方

以下のとおり在留期間の更新を許可します。

- a) 「特定活動（6か月）」等で在留している方：「特定活動（4か月）」
- b) 「短期滞在（90日）」で在留している方：「短期滞在（90日）」

注1) 現在許可されている範囲において引き続き就労できます。

注2) 次回更新時には「特定活動（4か月）」又は「短期滞在（90日）」を「今回限り」として許可します。

② 在留期限が6月30日以降の方

「今回限り」として、以下のとおり在留期間の更新を許可します。

- a) 「特定活動（6か月）」等で在留している方：「特定活動（4か月）」
- b) 「短期滞在（90日）」で在留している方：「短期滞在（90日）」

注1) 現在許可されている範囲において引き続き就労できます。

注2) 帰国困難を理由とする在留許可は今回限りとなります。今回許可された期間内に帰国準備を進めてください。

注3) 上記の許可に係る在留期間を満了した場合には、在留期間の更新は認められません。

③ 新たに帰国困難を理由として在留を希望する方

令和4年11月1日までに現に有する在留資格の在留期限が満了する場合に限り、上記②の「今回限り」の措置を認めます。

注) 「特定活動（雇用維持支援）」については最大1年（※「今回限り」）を許可します。

※「今回限り」の許可を受ける方は、「確認書」の提出が必要です。

特例措置終了の対象者

	対象者	従前の取扱い	新たな取扱い
1	元技能実習生	特定活動（6月・帰国困難・就労可）	特定活動（4月・帰国困難・就労可）
2	元留学生	特定活動（6月・帰国困難・週28時間以内の就労可）	特定活動（4月・帰国困難・週28時間以内の就労可）
3	元中長期在留者	特定活動（6月・帰国困難・就労不可）（※）	特定活動（4月・帰国困難・就労不可）（※）
4	短期滞在者	短期滞在（90日・帰国困難・就労不可）（※）	短期滞在（90日・帰国困難・就労不可）（※）
5	雇用維持支援対象者	特定活動（最大1年・雇用維持支援・就労可）	特定活動（最大1年・雇用維持支援・就労可） 注）更新時は4月
6	インターンシップ （告示9号） 製造業外国従業員 （告示42号）	特定活動（6月・帰国困難・就労可）	特定活動（4月・帰国困難・就労可）
7	元外国人家事支援人材	特定活動（6月・就職活動）	特定活動（4月・就職活動）
8	外国人建設就労者 （告示32号） 外国人造船就労者 （告示35号）	特定活動（6月・帰国困難・就労可）	特定活動（4月・帰国困難・就労可）
9	サマージョブ （告示12号）	特定活動（3月・帰国困難・就労可）	特定活動（3月・帰国困難・就労可）
10	EPA看護師・介護福祉士 候補者等 （告示16号、17号、20号、21号、27号、28号、告示外）	特定活動（6月・帰国困難・就労可）	特定活動（4月・帰国困難・就労可）
11	ワーキングホリデー （告示5号、5号の2）	特定活動（6月・帰国困難・就労可）	特定活動（4月・帰国困難・就労可）

※ 資格外活動許可を受けることで週28時間以内の就労可